

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年7月1日
【会社名】	ダイハツディーゼル株式会社
【英訳名】	DAIHATSU DIESEL MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 原田 猛
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
【電話番号】	06-6454-2332
【事務連絡者氏名】	常務取締役 合田 修
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
【電話番号】	06-6454-2331
【事務連絡者氏名】	総務部主管 水科 隆志
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所  (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された日

平成25年6月27日

(2)当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(a)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額254,690,224円

(b)剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

剰余金の処分に関する事項

(a)増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

(b)減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるため、当社の事業目的に「発電および売電に関する業務」の追加を行うものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、古川與四郎、原田猛、岩辺裕昭、中島亮太郎、合田修、岡内崇、山下正文、佐藤和利、木下茂樹、上村雄一および中野等の11氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、入江誠氏を選任する。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する岡野幸雄、中村健、岸本吉史、筏継雄の4氏ならびに監査役を退任する高橋昌弘氏に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

第6号議案 役員賞与支給の件

平成25年3月末における取締役13名および監査役5名に対して、役員賞与総額45百万円を支給する。

(3)決議事項に対する賛成、反対および棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決 要件	決議の結果 (賛成率)
第1号議案 剰余金の処分の件	21,759	963	0	(注)1	可決(95.8%)
第2号議案 定款一部変更の件	22,702	20	0	(注)2	可決(99.9%)
第3号議案 取締役11名選任の件					
古川 與四郎	21,043	1,679	0		可決(92.6%)
原田 猛	21,150	1,572	0		可決(93.1%)
岩辺 裕昭	22,673	49	0		可決(99.8%)
中島 亮太郎	22,673	49	0		可決(99.8%)
合田 修	22,672	50	0	(注)3	可決(99.8%)
岡内 崇	22,673	49	0		可決(99.8%)
山下 正文	22,673	49	0		可決(99.8%)
佐藤 和利	22,673	49	0		可決(99.8%)
木下 茂樹	22,673	49	0		可決(99.8%)
上村 雄一	22,673	49	0		可決(99.8%)
中野 等	22,673	49	0		可決(99.8%)
第4号議案 監査役1名選任の件					
入江 誠	19,697	3,025	0	(注)3	可決(86.7%)
第5号議案 退任取締役および 監査役に対し退職 慰労金贈呈の件	19,664	3,058	0	(注)1	可決(86.5%)
第6号議案 役員賞与支給の件	22,311	411	0	(注)1	可決(98.2%)

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および本総会当日出席の株主から各議案の賛成および反対が確認できた議決権数の集計により、各議決事項が可決されるための要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

以上